



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年1月29日金曜日 第2136号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....51
 施術機関の指定.....51
 指定医療機関の廃止の届出.....51
 指定施術機関の廃止の届出.....51
 介護機関（居宅介護事業者）の指定.....52
 介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....52
 介護機関（介護予防事業者）の指定.....52
 指定介護機関（居宅介護事業者）の変更（2件）.....53
 指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更.....54
 指定介護機関（介護予防事業者）の変更.....54
 指定医療機関（指定訪問看護事業者等）の廃止の届出.....54
 指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....54
 指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出.....55
 地籍調査の成果の認証.....55
 漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....55
 建設業者の営業の停止命令.....55
 県営住宅駐車場及び駐車場使用料の額の一部改正.....55
 新たな土地改良事業の施行の認可.....56
 市営土地改良事業の施行の同意.....56
 道路の区域変更（県道松山川内線）.....56
 道路の区域変更（県道河中平井停車場線）.....56
 道路の供用開始（ " ）.....56
 道路の供用開始（県道松山川内線）.....57
 道路の供用開始（県道広見三間宇和島線）.....57
 道路の区域変更（県道高茂岬船越線）.....57
 道路の供用開始（ " ）.....57

監査公表

監査結果に基づく措置の公表（4件）.....58

教育委員会告示

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示
 請求をすることができる個人情報の一部改正.....62

公営企業公告

感染性廃棄物処分業務の委託.....62
 重油の購入.....63

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第91号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成22年1月29日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
新居浜市医師会 内科・小児科急 患センター	社団法人 新居浜市医師会	新居浜市一宮町一丁目13 番52号	平成21年 11月30日
吉井歯科クリニ ック	医療法人 朋 春 会	四国中央市金生町下分99 3番地1	平成21年 12月1日
ひめ薬局松神子 店	株式会社 レフビック	新居浜市松神子四丁目1 番13号	平成21年 12月1日
古川 医 院	古川 淳	伊予市中山町出洲2番耕 地128番地	平成22年 1月1日

○愛媛県告示第92号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成22年1月29日

愛媛県知事 加戸守行

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
森野接骨院	森野昭司	大洲市新谷乙1708番地	平成21年 10月3日

○愛媛県告示第93号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年1月29日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
新居浜市医師会 内科・小児科急 患センター	社団法人 新居浜市医師会	新居浜市庄内町四丁目7 番17号	平成21年 11月29日
吉井歯科クリニ ック	吉井隆志	四国中央市金生町下分99 3番地1	平成21年 11月30日
古川 医 院	古川 滋	伊予市中山町出洲2-12 8	平成21年 12月31日

○愛媛県告示第94号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により指定した施術機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年1月29日

愛媛県知事 加戸守行

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
森野接骨院	森野茂利	大洲市新谷乙1708番地	平成17年 8月10日

○愛媛県告示第95号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成22年 1月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社たんぼぼ	新居浜市中西町13番43号	デイサービスたんぼぼ	新居浜市上原二丁目1番21号	平成21年11月1日
岡井薬局有限会社	伊予市灘町301番地2	岡井薬局	伊予市灘町301番地2	平成21年11月30日
新居浜医療生活協同組合	新居浜市新田町一丁目9番9号	ヘルパーステーション野の花	新居浜市南小松原町8番68号	平成21年12月1日
うま農業協同組合	四国中央市三島金子二丁目4番23号	J A うま訪問介護事業所	四国中央市中之庄町1684 - 4	平成21年12月1日
うま農業協同組合	四国中央市三島金子二丁目4番23号	J A うまデイサービスセンターあつたか荘三島	四国中央市中之庄町1684番地4	平成21年12月3日
株式会社共栄ファーマシー	大阪府豊中市新千里東町一丁目5番3号	さかく調剤薬局	八幡浜市向灘字高城229 - 40	平成21年12月3日
介護サービス山茶花合同会社	北宇和郡鬼北町大字近永654番地	デイサービス山茶花	北宇和郡鬼北町大字清延933番地1	平成21年12月7日
有限会社公文社	新居浜市中須賀町一丁目3番56号	ヘルパーステーションまどか	新居浜市中須賀町一丁目3番57号	平成21年12月17日
株式会社のぞみ	宇和島市中沢町二丁目2番23号	ケアサポートのぞみ	宇和島市中沢町二丁目2番23号	平成21年12月25日
株式会社介護センター・スマイル	宇和島市長堀三丁目10番地17-3号	介護センター・スマイル	宇和島市長堀三丁目10番地17-3号	平成21年12月28日

○愛媛県告示第96号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成22年 1月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
うま農業協同組合	四国中央市三島金子二丁目4番23号	J A うま居宅介護支援センター	四国中央市妻鳥町1525番地	平成21年12月1日

○愛媛県告示第97号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成22年 1月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社舞花	今治市郷本町一丁目2番36号	有限会社舞花	今治市蒼社町二丁目2番43号	平成21年10月26日
特定非営利活動法人わをん	今治市南日吉町二丁目2番38号	特定非営利活動法人わをん	今治市南日吉町二丁目2番38号	平成21年11月1日

医療法人生きる会	今治市北宝来町二丁目4番地9	ケアセンターいきいき	今治市北宝来町三丁目2番地12	平成21年11月1日
有限会社たんぼぼ	新居浜市中西町13番43号	デイサービスたんぼぼ	新居浜市上原二丁目1番21号	平成21年11月1日
岡井薬局有限会社	伊予市灘町301番地2	岡井薬局	伊予市灘町301番地2	平成21年11月30日
新居浜医療生活協同組合	新居浜市新田町一丁目9番9号	ヘルパーステーション野の花	新居浜市南小松原町8番68号	平成21年12月1日
うま農業協同組合	四国中央市三島金子二丁目4番23号	J A うま訪問介護事業所	四国中央市中之庄町1684 - 4	平成21年12月1日
うま農業協同組合	四国中央市三島金子二丁目4番23号	J A うまデイサービスセンターあつたか荘三島	四国中央市中之庄町1684番地4	平成21年12月3日
株式会社共栄ファーマシー	大阪府豊中市新千里東町一丁目5番3号	さかろく調剤薬局	八幡浜市向灘字高城229 - 40	平成21年12月3日
介護サービス山茶花合同会社	北宇和郡鬼北町大字近永654番地	デイサービス山茶花	北宇和郡鬼北町大字清延933番地1	平成21年12月7日
有限会社公文社	新居浜市中須賀町一丁目3番56号	ヘルパーステーションまどか	新居浜市中須賀町一丁目3番57号	平成21年12月17日
株式会社のぞみ	宇和島市中沢町二丁目2番23号	ケアサポートのぞみ	宇和島市中沢町二丁目2番23号	平成21年12月25日
株式会社介護センター・スマイル	宇和島市長堀三丁目10番地17 - 3号	介護センター・スマイル	宇和島市長堀三丁目10番地17 - 3号	平成21年12月28日

○愛媛県告示第98号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成22年 1月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会	上浮穴郡久万高原町久万45番地2	（変更後） 久万高原町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	上浮穴郡久万高原町久万45番地2	平成21年12月3日
		（変更前） 久万高原町社会福祉協議会指定訪問介護事業所久万		

○愛媛県告示第99号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成22年 1月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社舞花	今治市郷本町一丁目2番36号	有限会社舞花	（変更後） 今治市蒼社町二丁目2番43号	平成21年2月11日
			（変更前） 今治市河南町一丁目5番27号	

○愛媛県告示第 100 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成22年 1月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社舞花	今治市郷本町一丁目 2 番36号	有限会社舞花	（変更後） 今治市蒼社町二丁目 2 番43号	平成21年 2月11日
			（変更前） 今治市河南町一丁目 5 番27号	

○愛媛県告示第 101 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成22年 1月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会	上浮穴郡久万高原町久万45番地 2	（変更後） 久万高原町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	上浮穴郡久万高原町久万45番地 2	平成21年12月 3日
		（変更前） 久万高原町社会福祉協議会指定訪問介護事業所久万		

○愛媛県告示第 102 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関（指定訪問看護事業者等）から、指定訪問看護事業等を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年 1月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る指定訪問看護事業等を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社アイ・ティーフードサービス	広島県広島市中区中町 7 番16号	訪問看護ステーション花みかん	伊予郡松前町昌農内613番地 4	平成21年 1月31日

○愛媛県告示第 103 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年 1月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
岡 井 一 志	伊予市米湊1698 - 9	岡井薬局	伊予市米湊1698 - 9	平成21年 5月 1日
うま農業協同組合	四国中央市三島金子二丁目 4 番23号	J A うま居宅介護支援センター	四国中央市妻鳥町1525	平成21年12月 1日

○愛媛県告示第 104 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年 1月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
岡井 一 志	伊予市米湊1698 - 9	岡井薬局	伊予市米湊1698 - 9	平成21年 5月 1日
うま農業協同組合	四国中央市三島金子二丁目 4番23号	J A うま居宅介護支援センター	四国中央市妻鳥町1525	平成21年12月 1日

○愛媛県告示第 105 号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第 180 号）第 19条第 2 項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成22年 1月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
松山市	北土居地区	平成19年度から平成21年度まで	松山市の地籍図及び地籍簿
松山市	越智地区	平成19年度から平成21年度まで	松山市の地籍図及び地籍簿
宇和島市	大字本九島、百之浦、蛤の一部	平成19年度から平成20年度まで	宇和島市の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成22年 1月29日

○愛媛県告示第 106 号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第 8 条第 2 項（同規則第21条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成22年 1月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成22年 1月29日から 2月11日まで

○愛媛県告示第 107 号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第28条第 3 項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成22年 1月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	営業の停止を命じた年月日	営業停止を命じた建設業の種類	営業の停止を命じた期間	営業の停止を命ずる原因となった事実
(般 - 17) 第014514号	平成17年 5月30日	上美開発株式会社	露口 育夫	松山市西野町甲28 1番地 1	平成22年 1月20日	土木工事業	平成22年 1月29日から平成22年 2月4日まで (7日間)	上美開発株式会社は、土木工事業に関する特定建設業の許可を受けていないにもかかわらず、平成20年 6月に請け負った民間発注の土木一式工事の施工にあたり、元請として、下請代金の額が建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の政令で定める金額（3千万円）以上となる下請契約を締結した。
(般・特 - 17、特 - 18、般 - 19) 第003252号	平成17年 7月3日 平成18年 6月27日 平成19年 5月18日	露口建設株式会社	露口 泰臣	上浮穴郡久万高原町東明神甲369番地 2	平成22年 1月20日	土木工事業	平成22年 1月29日から平成22年 2月4日まで (7日間)	露口建設株式会社は、下請として、特定建設業者ではない上美開発株式会社と下請代金の額が建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の政令で定める金額（3千万円）以上となる下請契約を締結した。

○愛媛県告示第 108 号

県営住宅駐車場及び駐車場使用料の額（平成20年 3月愛媛県告示第 513 号）の一部を次のように改正し、平成22年 2月 1日から施行する。

平成22年 1月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
1 県営住宅駐車場の位置及び1平方メートル当たりの駐車場使用料の額（愛媛県県営住宅管理条例施行規則第12条の10第1項第2号に規定する管理事務費を除いた額をいう。以下同じ。）				1 県営住宅駐車場の位置及び1平方メートル当たりの駐車場使用料の額（愛媛県県営住宅管理条例施行規則第12条の10第1項第2号に規定する管理事務費を除いた額をいう。以下同じ。）			
名 称	位 置	駐車場 使用料 (月額)	有 料 化 開始年度	名 称	位 置	駐車場 使用料 (月額)	有 料 化 開始年度
省略				省略			
省略			平成21年度	省略			平成21年度
白浜団地	省略			白浜団地	省略		
近見西団地	今治市近見四丁目	97円					
2～4 省略				2～4 省略			

○愛媛県告示第109号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、東温市下林上土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・八幡古池地区）の施行を平成22年1月21日認可した。

平成22年1月29日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第110号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、伊予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大坪地区）の施行に平成22年1月21日同意した。

平成22年1月29日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年1月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	松山川内線	松山市福音寺町71番2から 同町44番5まで	旧	メートル 94～10.9	キロメートル 0.072	
			新	11.2～13.8	0.072	

○愛媛県告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年1月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	河中平井停車場線	松山市水泥町944番1から 同町941番9まで	旧	メートル 10.5～12.3	キロメートル 0.036	
			新	10.5～40.6	0.036	

○愛媛県告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年1月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	河中平井停車場線	松山市水泥町944番1から 同町944番9まで	平成22年2月1日

○愛媛県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年1月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山川内線	松山市平井町甲1363番4から 同市水泥町945番4まで	平成22年2月1日

○愛媛県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年1月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広見三間宇和島線	宇和島市光満字鳥越甲12番10から 同市高串字家藤乙1131番5地先まで	平成22年1月29日

○愛媛県告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年1月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町高茂2番10	旧	メートル 6.0～17.5	キロメートル 0.099	
			新	12.6～50.5	0.099	

○愛媛県告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年1月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町高茂2番10	平成22年1月29日

監 査 公 表

○公表第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199 条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年 1月29日

愛媛県監査委員 白 石 友 一
同 明 比 昭 治
同 河 野 忠 康
同 和 氣 政 次

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
道 路 維 持 課	平成21年 8月20日

（監査の結果）

草刈作業車のリース契約について、他に草刈機能を有する車両が販売されていたにもかかわらず、1機種しかないものと判断し、経済性を十分に比較検討することなく導入を決定し、地方機関に導入時期、契約相手、契約方法を指示していた。

（措置の内容）

除草作業など道路施設管理が年々増大する中、県民のニーズにこたえるため、効率化を図る必要があることから、多機能な草刈作業車を導入したが、導入機種の機能と経済性の比較検討資料を十分整理することなく導入を決定していた。

現在、草刈作業車の導入予定はないが、今後、機械装置等の導入の検討を必要とする際は、機種を選定を慎重に行うとともに、契約手続に際しては競争性、透明性、公平性の確保に努めたい。

また、本県が導入した車両は、草刈作業のほかトンネル清掃やガードレール清掃などの多機能の道路維持作業が可能なものとなっており、3台の草刈作業車を県下全域で使用するることによる、一層の効率的な運用と稼働率の向上を図り、県民への道路サービス向上に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
義 務 教 育 課	平成21年 9月10日

（監査の結果）

給与の過払金について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債 務 者	収入未済額（円）	備 考
17年度	1 者	392,002	

（措置の内容）

平成17年度収入未済額（1件、392,002円）に係る対応については、平成16年の当初調定時から債務者が行方不明となっており、債務者の住民票調査、原戸籍調査、住民票上の住所地である父親宅への再三にわたる督促状送付、訪問、父親への協力要請等、居所調査の努力を続けていたが、債務者行方不明のまま平成21年 8月27日に債権の消滅時効期限を経過したため、平成21年 9月 1日付けで不納欠損処理した。

今後は、各教育事務所、各小中学校の給与事務担当者との連携を密接にし、給与の過払いが発生しないよう努めることとしたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
高 校 教 育 課	平成21年 9月10日

（監査の結果）

1 県立学校におけるパソコンLANシステムの更新（情報教育設備整備促進費）に当たり、導入対象校あてに機器等の数量、性能の仕様等を示したものの、賃借料の月額限度額（166,000円）内であれば各校の判断で変更してもよいと通知したため、各校が賃貸借契約を実施した結果、次の不経済な執行が散見された。

- ・本システムの用途から判断して過剰と認められる性能を有する機器が導入されていた。
- ・機器仕様に示されていない周辺装置が導入されていた。
- ・クラス最多の生徒数を上回る数量の生徒用パソコンが導入されていた。

2 県立学校における校内LAN用端末機及びソフトウェアの賃貸借契約について、納入機器等の引渡し及び確認検査が賃貸借契約開始日以降に行われていたものが散見された。賃貸借開始日までに賃貸借機器等の動作確認を含めた検査を行い、その結果を賃貸人に通知するとする条項を契約書に規定すべきであった。

3 職員（1名）の出張中の超過勤務手当について、計 132,840円（平成21年 1月及び2月分）が支給不足となっていた。

4 職員（1名）の単身赴任手当について、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法を検討することなく交通距離を算定したことから、計66,000円（平成20年 4月から21年 2月までの11か月分）が過支給となっていた。

（措置の内容）

1 県立学校については、工業高校や商業高校、総合学科、専門コース、習熟度別指導など、学校の形態や授業の内容、指導方法などが様々であることから、平成11年度の整備開始以来、予算の範囲内において、各校の教育内容に応じた整備を行ってきた結果、各校間に性能等の差異が生じたものである。

本課が学校に例示した仕様にはなかった周辺装置が一部の学校で導入されていた点については、生徒が教員の指示画面を見ながらパソコンを操作できるなど、効率的で分かりやすい指導ができるという学校の判断で指導用モニター等を整備したものである。

パソコンの数量の問題については、生徒数の動向を予測することは困難であることから、それぞれの学校において定員に見合う台数整備を行ったものである。学校現場では、「総合的な学習の時間」等の中で2学年以上の共同授業でパソコンを活用するなど、学校独自の特色ある授業を行いながら最大限有効に活用できるよう努めている。

今年度からは、各校の仕様や必要台数については、事前に各学校より詳細設計を提出させ、その内容について精査を行い、不必要な機器等がある場合は、仕様から除くように指導している。

2 納品及び検収確認については、文書で確認を行うべきであり、平成21年度契約分については、該当各校より、文書で検査調書を徴し、これに基づいて賃貸人に対して、引渡完了通知書を交付している。

今後は、より責任の所在を明確にするため、契約書に完了検査の方法、賃貸人への引渡完了通知書の交付等を明記することとしたい。

3 すみやかに不足額を該当者に支給したところである。

今後は、このような誤りが起こることのないよう、担当者だけではなく複数の者による相互チェック体制を徹底し、再発防止に努めたい。

4 平成21年 3月例月の電算入力において交通距離の修正を行い、21年 3月分給料で過支給となっていた66,000円を戻入した。

今後は、このような誤りが起こることのないよう、担当者だけではなく複数の者による相互チェック体制を徹底し、再発防止に努めたい。

○公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年 1月29日

愛媛県監査委員 白石友一
同 明比昭治
同 河野忠康
同 和氣政次

監査対象機関	監査年月日
中予地方局 健康福祉環境部	平成21年7月28日
(監査の結果) 需用費の執行において、会計書類に記載した物品の購入を、それとは異なる物品の修繕に差し替えた不適正な経理処理（16,485円分）が認められた。	
(措置の内容) 今後は、物品の購入及び予算の執行に当たっては、法規に従い、納品等のチェック体制を整え、適正な会計処理を誠実に行う。	

監査対象機関	監査年月日
中予地方局 産業経済部	平成21年7月28日、 平成21年7月29日
(監査の結果) 職員（5名）の同一週を超えた週休日の振替等に伴う超過勤務手当について、計106,892円（平成20年6月分及び同年8月から21年3月までの分）が支給不足となっていた。	
(措置の内容) 平成21年10月23日、該当職員への支払が完了した。	

監査対象機関	監査年月日
南予地方局 総務企画部	平成21年8月7日、 平成21年8月10日
(監査の結果) 1 需用費の執行において、会計書類に記載した物品と異なる物品に差し替えて納入させた不適正な経理処理（28,409円分）が認められた。 2 郵便切手について、施錠ロッカーに保管されたまま認知されていなかったもの（4,415,324円分）が認められた。	
(措置の内容) 1 職場研修の実施による職員の意識改革と資質の向上、及び要求者と発注者、検査実施者の区分の厳格化による物品調達・検査体制の強化等により、改善及び再発防止を徹底し、適正な予算執行に努めたい。 2 当該郵便切手については、平成21年8月19日付けで郵便切手受払簿に受入処理を行った。 また、当機関（八幡浜支局税務室）のみの使用では長期間を要することから、有効活用を図るため、一部について平成21年8月19日付けで本庁税務課へ管理換えを行った。	

監査対象機関	監査年月日
南予地方局 産業経済部	平成21年8月7日、 平成21年8月11日

(監査の結果)

- 1 本庁で一括して賃貸借契約をして配備したプリンタについて、賃貸業者が修理を含む保守・点検を行う契約内容であったにもかかわらず別の業者に修理をさせたため、本来負担する必要のない修理費用28,350円を支出していた。
- 2 農地活用普及事業に係る先進地視察に参加した者の旅費（5名分、114,500円）について、資金前渡担任者に前渡資金が支払われていたにもかかわらず、その者が自費で立て替えて支払っていた。

(措置の内容)

- 1 再発防止のため、本庁農地整備課長から各地方局（支局）農村整備課長に対し、本庁で一括賃貸借契約している内容及び障害発生時の連絡体制等について周知徹底の通知があった。
当機関（南予地方局農村整備課）では、管理体制を見直し、ネットワーク管理操作責任者に情報を一元化する体制にするともに、職員に対しては、IT機器の契約状況について、課内全員に文書にて周知徹底した。
また、IT関係機器の保守・点検・更新・修理については、管理職が就任しているネットワーク管理者にすべて報告のうえ執行する方法に見直したほか、各機器にリース物品であること及び連絡先を明記した。
- 2 当該立替は、その5日後に資金前渡担任者の銀行口座から出金が行われて解消した。今後、前渡資金で処理する場合は、前渡資金の入金があれば速やかに出金して、適切に処理するよう徹底した。

○公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年 1月29日

愛媛県監査委員 白石友一
同 明比昭治
同 河野忠康
同 和氣政次

監査対象機関	監査年月日			
子ども療育センター	平成21年5月13日			
(監査の結果)				
1 子ども療育センター利用料金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。				
区分	収入未済額（円）	備考		
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	1,591,501	1,165,686	2,757,187	平成20年12月31日現在（対前年同月比）
19年度	1,456,141	184,503	1,640,644	
差引増減	135,360	981,183	1,116,543	
2 感染性産業廃棄物の収集運搬処分に係る委託契約について、収集運搬業務と処分業務を一つの業務とした随意契約であったにもかかわらず、処分業務の許可を有しない者から見積りを徴し、その者と契約を締結していた。また、別途処分業務を処分業務の許可を有する者へ委託したところ、適正な会計手続をとっていなかった。				
3 需用費の執行において、会計書類に記載した物品と異なる物品に差し替えて納入させた不適正な経理処理（99,193円分）が認められた。				

(措置の内容)

1 子ども療育センター利用料金については、保護者等に対して、施設サービス利用の契約締結の際に、利用料金自己負担の制度を十分説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となった者については、督促状、催告書の送付、電話催告をするとともに、保護者等の来所機会(夜間・休日を含む)をとらえては、直接面談指導を行うなど納入催告に努めた。

今後とも、利用料金の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については、保護者等との連絡を密にするなど収入の確保に一層努めたい。

区 分	収入未済額(円)		
	平成20年12月31日現在	平成21年度への繰越額(平成20年度未現在)	平成21年10月31日現在
平成20年度分	1,591,501	1,375,742	1,294,613
滞納繰越分	1,165,686	1,056,911	809,066
計 ①	2,757,187	2,432,653	2,103,679
平成21年度分②			1,030,523
合計(①+②)	2,757,187	2,432,653	3,134,202

2 平成20年度当初、年間単価契約の入札事務が遅れ感染性産業廃棄物保管庫が満杯状態になり、平成20年5月に限り、急きょ感染性産業廃棄物の収集運搬業務及び処分業務をそれぞれ締結したが、会計規則上適正な手続をとっていなかった。

平成20年6月以降の年間単価契約についてはこれを改め、収集運搬業務は指名競争入札で落札した業者と契約締結し、処分業務は随意契約で処分業者から見積書を徴するなど、適正な会計手続で契約締結した。

今後は、会計規則を遵守し、適正な会計手続により契約するよう徹底した。

3 需用費の執行において、不適正な経理処理を行っていたが、今後は、法令遵守の確立、適正な事務執行の重要性の自覚、要求者と発注者、検査実施者の区分の厳格化、納品書と現物の確認等を徹底し再発防止に努める。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
農 林 水 産 研 究 所	平成21年1月7日、 平成21年1月15日、 平成21年4月28日、 平成21年5月11日、 平成21年5月21日

(監査の結果)

1 平成20年11月21日に発生した火災により、建物施設、附帯設備、備品等が焼損するなどの多額の被害が生じているので、職員に対して防災意識高揚のための指導・教育を励行するなど、火災事故の再発防止に万全を期されたい。

2 公用車による人身事故があったので、当該事故を厳粛に受け止め、職員に対して交通法規遵守を徹底し、車両の安全運行に万全を期されたい。

3 給与資金前渡担任者の預金口座について、当該口座の通帳を紛失していたほか、県会計規則に定める引継ぎが行われていなかった。

(措置の内容)

1 事件の重大性を認識し、二度と火災事故を起こさないために、職員全員を対象に平成20年12月11日に自家用電気工作物保安管理業務受託

事業者の職員を講師として、漏電等事故防止のための講習会を開催した。

また、防災に対する意識高揚のため、本年度も7月15日に同委託業者職員を招き、指導・教育を実施した。

2 「公用車管理規程」を作成し、公用車の運行管理の厳格化を図るとともに、交通事故防止を図る目的で平成20年9月5日に全職員を対象に交通安全教室を開催した。

今後も随時、朝礼や職場研修、回覧板等で交通法令の遵守、事故防止について注意を喚起していくこととしている。

3 本件は、前任者が適正な引継ぎをしていなかったため生じたものである。当該通帳の再交付手続を行うとともに、会計規則に定める所要の手続を行った。

今後は事務引継ぎ等の際必要書類を明記するなど再発防止に努めることとしている。

○公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年1月29日

愛媛県監査委員 白石友一
同 明比昭治
同 河野忠康
同 和氣政次

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
総 合 科 学 博 物 館	平成21年4月28日

(監査の結果)

1 行政財産(ミュージアムショップ)の使用許可について、実際の使用面積が許可面積(69.23㎡)より2.59㎡過大となっていた。

2 プラネタリウム設備保守点検業務委託契約について、予定価格の積算のうち、臨時点検の業務量(人数・回数)が実績に比べてかい離していたので、より妥当性・合理性のある積算方法を検討されたい。

(措置の内容)

1 使用面積を再度確認し、過大部分について使用許可を行い、20年度内に使用料を徴収した。今後は、現場と図面等で十分に確認してまいりたい。

2 今後は臨時点検回数を予定価格とするのではなく、業者の24時間対応等を踏まえた形で見直しを行いたい。なお21年度からは、委託契約関係は指定管理者が行っており、今回の件を伝え、改善検討するよう指示している。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
美 術 館	平成21年1月15日

(監査の結果)

行政財産(ミュージアムショップ)の使用許可について、実際の使用面積が許可面積(36.85㎡)より10.38㎡過大となっていた。

(措置の内容)

実際の使用面積を再度確認し、過大部分については行政財産使用料を徴収した。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
新 居 浜 東 高 等 学 校	平成21年 2月13日
<p>(監査の結果)</p> <p>グラウンド東側ブロック塀改修工事(第1号)について、当該ブロック塀の壁頂部鉄筋の末端が、建築基準法施行令第62条の8第6号に従い設計した図面どおり施工されていなかった。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>すみやかに鉄筋の施工について設計図面どおり建築基準法に則した形で改修を行った。今後は施工が設計図面と相違がないかよく確認し、遺漏がないよう努めたい。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
新 居 浜 西 高 等 学 校	平成21年 2月13日
<p>(監査の結果)</p> <p>入学金及び授業料に係る現金収納事務について、次のとおり改善を要する点があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 入学金の現金領収書について、これを書き損じたときはその各葉に「廃棄」と朱書しておかなければならないところ、書き損じたものを紛失していた。 入学金の現金領収書について、別の生徒の氏名を記載し誤って発行していたものがあった。 授業料の現金領収書について、県会計規則に定める現金領収書を交付しているにもかかわらず、非県会計の同窓会費等を収納したときに発行している任意の領収書においても、授業料を含めた金額を記載し交付していた。 	
<p>(措置の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の生徒について、入学金領収証書を誤って重複して作成しており、領収証書控のみ保存していたため、該当生徒に二重払いにはなかったかを確認した。本来学校に残すはずの書き損じの領収証書は、ミスで廃棄したことに相違ないので、領収証書控に「廃棄」と押印した。 入学金領収証書を本人に持ってきてもらい正しい入学金領収証書と交換し、誤りの分は「廃棄」と押印した。 今後は、定時制私費会計の領収書から授業料の記載を除く。 	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 高 等 学 校	平成21年 2月6日
<p>(監査の結果)</p> <p>現金支給する職員(3名)の給与について、給料の支給定日を1日遅延して支給していたほか、給与明細書への受領者の押印を徴しておらず、また給与資金前渡担当者による精算手を怠っていた。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>給与の支給定日を遅延することなく当日に現金支給するとともに、該当職員の受領印を徴して給与資金前渡担当者が精算をしている。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
上 浮 穴 高 等 学 校	平成21年 2月6日

<p>(監査の結果)</p> <p>需用費の執行において、会計書類に記載した物品と異なる物品に差し替えて納入させた不適正な経理処理(27,300円分)が認められた。</p>
<p>(措置の内容)</p> <p>今回の不適正な経理処理は、物品購入・検収の際の確認不足及び担当者の経理処理に対する認識不足から生じたものであり、物品購入・検収に際して相互チェック体制を徹底するとともに、職員に対し適正な手続に基づき物品を購入するよう指導したところである。</p> <p>今後とも、適正な経理処理の徹底について指導し、再発防止に努めたい。</p>

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
宇 和 島 東 高 等 学 校	平成21年 2月6日
<p>(監査の結果)</p> <p>需用費の執行において、会計書類に記載した物品と異なる物品に差し替えて納入させた不適正な経理処理(95,550円分)が認められた。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>今回の不適正な経理処理は、適正な公金取扱いに対する意識の欠如から生じたものであり、備品購入費が不足した場合には、需用費からの予算流用を行うなど、職員に対し適正な手続に基づき物品を購入するよう指導したところである。</p> <p>今後とも、適正な経理処理の徹底について指導し、再発防止に努めたい。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
し げ の ぶ 特 別 支 援 学 校	平成21年 1月15日
<p>(監査の結果)</p> <p>職員(2名)の通勤手当について、人事委員会の運用通知に基づき最短の経路でなく社会通念上合理的と認める経路について認定するときは、職員からの十分な検討材料の提供を受けて総合的に判断しなければならないとされているところ、十分な検討がないまま届出のあった通勤経路を認定したこと、通勤に要する運賃等の額に変更があったにもかかわらずこの届出がなかったことにより、計27,942円(平成20年4月から12月までの9か月分)が過支給となっていた。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>職員が通勤の実情に基づいて通勤届に記載した届出経路(認定済距離20.8km)を、十分な検討がないまま「一般に利用しうる最短の経路」として認定していたが、原則どおり最短経路(19.8km)で認定すべきものであったため、遡及して再認定し、21年1月の電算入力により20年4月から12月までの9か月分(20,700円)の戻入処理をした。</p> <p>また、通勤に要する運賃等の額に変更(車種変更に伴う減額)のあった職員については、通勤届を受領し、減額認定した後、21年1月の電算入力により11月と12月の2か月分(7,242円)の戻入処理をした。</p> <p>今後は、職員への周知・指導を徹底し、関係条例等を遵守した適正かつ厳格な認定に努めたい。</p>	

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第1号

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成14年3月愛媛県教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成22年 1月29日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所	口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
省略				省略			
愛媛県立学校実習助手・寄宿舎指導員採用選考試験	筆記試験、作文試験及び面接試験の得点並びに総合得点及び総合順位	省略		愛媛県立学校実習助手・寄宿舎指導員採用選考試験	筆記試験、作文試験及び面接試験の得点並びに総合得点_____	省略	
省略				省略			

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年 1月29日

愛媛県立中央病院長

梶 原 眞 人

1 入札に付する事項

- (1) 件名
感染性廃棄物処分業務の委託
- (2) 委託業務名及び予定数量
感染性廃棄物処分業務：約 4,300,000リットル
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書等による。
- (4) 委託期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所
松山市及び近隣市町にある処理施設に限る。
- (6) 入札方法
入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県立中央病院事務局総務課会計係
〒790 0024
愛媛県松山市春日町83番地
電話 (089)947 1111 内線 2228
- (2) 入札書の受領期限
平成22年3月12日（金）午後1時30分
- (3) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

平成22年1月29日（金）から3月2日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成22年 3月12日(金)午後 1時30分

愛媛県立中央病院 東洋医学研究所 1階 会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した業務を履行できることを証明する書類を、平成22年3月2日(火)までの執務時間中に3(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Disposal of Infectious Waste for Ehime Prefectural Central Hospital, approximately 4,300,000 liters

(2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 12 March 2010

(3) For further information, please contact: Accounting Section, General Affairs Division, Secretariat, Ehime Prefectural Central Hospital, 83 Kasugamachi, Matsuyama, Ehime 790 0024 Japan
TEL 089 947 1111 Ext 2228

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年 1月29日

愛媛県立中央病院長
梶 原 眞 人

1 入札に付する事項

(1) 件名

重油の購入

(2) 購入物品名及び予定数量

重油(J I S K 2205 1種2号)

第1回:約 625,000リットル

第2回:約 718,000リットル

(3) 購入物品の内容等

入札説明書による。

(4) 納入期間

第1回目:平成22年4月1日から平成22年9月30日まで

第2回目:平成22年10月1日から平成23年3月31日まで

(5) 納入場所

愛媛県立中央病院

(6) 入札方法

入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「石油燃料類」について、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期間中に確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院事務局総務課会計係

〒790 0024

愛媛県松山市春日町83番地

電話 (089)947 1111 内線 2228

(2) 入札書の受領期限

第1回目:平成22年3月26日(金)午後1時30分

第2回目:平成22年9月29日(水)午後1時30分

(3) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

第1回目:平成22年1月29日(金)から3月12日(金)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)

第2回目:平成22年8月2日(月)から9月10日(金)までの執務時間中

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

第1回目:平成22年3月26日(金)午後1時30分

愛媛県立中央病院 東洋医学研究所 1階 会議

室

第2回目：平成22年9月29日（水）午後1時30分
愛媛県立中央病院 周産期センター 7階 第2
研修室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
ア この一般競争入札のうち第1回目分に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を平成22年3月12日（金）までの執務時間中に3(1)に掲げる場所に提出しなければならない。また、この一般競争入札のうち第2回目分に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を平成22年9月15日（水）までの執務時間中に3(1)に掲げる場所に提出しなければならない。
なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Heavy Oil (JIS K2205 class 1 No 2)
1st contract: approximately 625,000 liters
2nd contract: approximately 718,000 liters
- (2) Time limit of tender:
1st: 1:30 p.m., 26 March 2010
2nd: 1:30 p.m., 29 September 2010
- (3) For further information, please contact: Accounting Section, General Affairs Division, Secretariat, Ehime Prefectural Central Hospital, 83 Kasugamachi, Matsuyama, Ehime 790 0024 Japan
TEL 089 947 1111 Ext 2228